報道資料

実はここにも 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２３年３月３日
四国行政評価支局

独立行政法人が開設する病院における受動喫煙防止対策の一層の推進について

～ 四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん ～

総務省四国行政評価支局は、**「独立行政法人等が開設する病院について、敷地内を禁煙とすることも含め、受動喫煙防止対策を一層推進してほしい」との行政相談**を受け、**四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田哲也香川大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえ**て、平成23年３月３日、独立行政法人国立病院機構**香川小児病院**（香川県善通寺市）及び独立行政法人労働者健康福祉機構**愛媛労災病院**（愛媛県新居浜市）**に対し、敷地内全面禁煙への移行等を検討するようあっせん**しました。

（当支局の調査結果）

○　学校、体育館、病院等の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらの施設利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。（健康増進法第25条）

○　四国内の独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び国立大学法人が開設する**病院14施設のうち、香川小児病院及び愛媛労災病院の２施設のみが敷地内禁煙としていない。**

○　敷地内禁煙としている四国内の独立行政法人等が開設する病院の多くは、**受動喫煙防止の観点**に加え、**医療機関であることを踏まえ、喫煙が健康に与える悪影響を考慮し、広く喫煙による健康被害を防止する観点**から、**敷地内禁煙**としている。

○　香川小児病院及び愛媛労災病院が指定する喫煙室（所）は、以下のとおりとなっている。

- 喫煙室は建物外に設置されているものの、喫煙室のドアが閉じられないまま利用されており、また、指定場所以外においても喫煙が行われている。（香川小児病院）
- 喫煙所は建物外の駐輪場に隣接して設置されているが、駐輪場との間に仕切りなどは設置されておらず、また、喫煙所であることを示す表示もない。（愛媛労災病院）

（あっせん要旨）

香川小児病院及び愛媛労災病院は、下記の事項について検討を行う必要がある。

①　受動喫煙防止及び喫煙による健康被害防止を一層推進するため、敷地内禁煙に移行すること。

②　敷地内禁煙に移行するまでの経過措置として、受動喫煙防止対策の効果を一層高めるため、現在の喫煙室（所）の位置、利用方法等について見直すこと。

【参考】四国地域行政苦情救済推進会議

苦情の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

（構成員）

座長	土田　哲也	香川大学名誉教授
委員	石原　俊輔	四国経済連合会常務理事
委員	泉川　誉夫	四国新聞社編集局長
委員	兼間　道子	日本ケアシステム協会会長
委員	中井　慶子	高松ユネスコクラブ会長

（問い合わせ先）
首席行政相談官室
二宮、船越、平田
電　話：０８７－８３１－９２０４
ＦＡＸ：０８７－８３１－４５１０